

## 春日部市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例

春日部市保育の必要性の認定に関する条例（平成17年条例第91号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(保育の必要性の認定基準) 第2条 (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号） <u>第15条の7</u> 第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。	(保育の必要性の認定基準) 第2条 (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号） <u>第15条の6</u> 第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。